

全建事発第 101 号
令和 2 年 10 月 5 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律が、昨年 6 月 12 日に公布され、一部の規定を除き令和 2 年 10 月 1 日から施行されました。これに伴い、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 171 号）が令和 2 年 5 月 20 日に公布、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 69 号）が同年 8 月 28 日公布されたところです。

また、建設業法第 26 条の 4 第 1 項に規定する監理技術者を補佐する者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を定める告示（令和 2 年国土交通省告示第 1057 号）等の関係告示が令和 2 年 9 月 30 日に公布されるとともに、関係ガイドラインの改正が行われたことから、国土交通省より別添のとおり通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 事業企画課 堤
TEL:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp